

土壤汚染対策法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十三号

土壤汚染対策法の一部を改正する法律

第一条 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び」の下に「第三項本文並びに」を加える。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に、「前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項」を「指定調査機関に前条第一項」に改め、同項に次のた

ただし書を加える。
ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、前条第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者(以下「指定調査機関」という。)に同項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

第五条第一項中「及び前条第二項」を「並びに前条第二項及び第三項本文」に改める。

第十四条第一項中「第四条第二項」を「第四条第三項本文」に改め、「受けたい土地」の下に「(第四条第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。)」を加える。

第十五条第一項中「及び」を「、形質変更時要届出区域の台帳、第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された措置区域の台帳及び第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された」に改める。

第二十二条第三項第二号ハを次のように改める。

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(トにおいて「暴力団員等」という。)

第二十二條第三項第二号に次のように加える。
二 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ、ロ又はハ

のいずれかに該当するもの
ホ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ、ロ又はハのいずれかに該当する者のあるもの
ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十五條第一号中「ハ」の下に「からトまで」を加える。
第二十七條の次に次の三條を加える。

(譲渡及び譲受)

第二十七條之二 汚染土壤処理業者が当該汚染土壤処理業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人の汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(合併及び分割)

第二十七條之三 汚染土壤処理業者である法人の合併の場合(汚染土壤処理業者である法人と汚染土壤処理業者でない法人が合併する場合において、汚染土壤処理業者である法人が存続するときを除く。又は分割の場合(当該汚染土壤処理業者の全部を承継させる場合に限る。))において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該汚染土壤処理業者の全部を承継した法人は、汚染土壤処理業者の地位を承継する。

2 第二十二條第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(相続)

第二十七條之四 汚染土壤処理業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該汚染土壤処理業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項、次項及び第四項において同じ。)が当該汚染土壤処理業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受けた日までは、被相続人に対しては第二十二條第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第二十二條第三項(第二号ホに係る部分を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る汚染土壤処理業者の地位を承継する。
第三十五條中「変更しようとするとき」を「変更しようとする日の十四日前までに」を「遅滞なく」に改める。

第五十五條及び第五十七條第二号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第六十一條第一項中「状況」の下に「及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれ」を加え、同条第二項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条の次に次の一條を加える。
(有害物質使用特定施設を設置していた者による土壤汚染状況調査への協力)

第六十一條之二 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壤汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じ、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする。
第六十五條第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

第二條 土壤汚染対策法の一部を次のように改正する。
第三条に次の二項を加える。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という)をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

第四條第一項中「土地の掘削その他の」及び「以下「土地の形質の変更」という。」を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更